

事 務 連 絡  
令 和 8 年 7 月 1 日

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会  
一般社団法人日本病院会  
公益社団法人全日本病院協会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
一般社団法人日本医療法人協会  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について  
(周知)

医療保険制度の円滑な運営と、オンライン資格確認の円滑な運用に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年12月2日に、全ての発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）による資格確認を基本とした運用となっております。

他方で、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者等に対しては、本年7月末までの暫定的な対応として、医療機関・薬局において、必要な対応を行った上で、3割等の一定の負担割合を求めることとするとともに、次回以降はマイナ保険証か資格確認書の持参を呼びかける運用をお示ししているところです。

今般、この暫定的な対応が7月末に期限を迎えることとなり、今後は期限切れの健康保険証のみを持参した場合については、従来、健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行うことが基本となります。

つきましては、医療機関や薬局でご活用いただけるようなリーフレット（別添1）や、マイナ保険証の利用登録状況等の確認の再周知も含めた、8月以降の取扱いに関する周知用のリーフレット（別添2）を別添のとおり作成しておりますので、貴会内での周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。